

岐阜市信用保証協会役員報酬規程

制定 平成元. 6. 1 改正 平成21. 8. 26

第1条 本協会常勤役員の報酬、手当、賞与、退任慰労金及び記念金品は、この規程の定めるところによる。

第2条 常勤役員には、月額報酬・手当及び賞与を支給する。

(月額報酬)

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 会長職にあるもの | 理事会が定める |
| (2) 専務理事職にあるもの | 理事会が定める |
| (3) 監事職にあるもの | 理事会が定める |

(手当)

- (1) 役員手当の額は、理事会が定める。
- (2) 通勤手当の額は、職員給与規程を準用する。

(賞与)

- (1) 職員給与規程を準用する。

第3条 常勤役員が退任したときは、退任慰労金を支給する。

ただし、かつて岐阜市の職員として在職し、定年により又は勸奨を受けて退職して常勤役員となったものには支給しない。

- 2 退任時の報酬月額に在任月数を乗じた額に100分の20を乗じて得た額とする。
- 3 在任月数の計算は、就任の月から起算して退任の月までとする。
- 4 在任中死亡し退任したときは、遺族に支給する。

第4条 非常勤役員が退任したときは、退任時に記念金品を贈与するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成元年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日に現に在任中の役員については、この規程による退任慰労金を支給する。この場合規程施行前の在任期間は、これを通算する。

附 則

この改正規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、会長の定める日（平成3年12月20日）から施行し、平成3年12月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、会長の定める日から施行し、平成5年12月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、会長の定める日から施行し、平成7年12月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、会長の定める日から施行し、平成12年4月1日から適用する。ただし、平成12年3月31日までの在職期間に係る退任慰労金の支給については従前どおりとし、その者が退任するときに支給する。

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。
2. 岐阜市信用保証協会役員報酬規程内規は、廃止する。

附 則

この改正規程は、会長の定める日から施行し、平成21年7月25日から適用する。